

■資産の種類とその内容

資産種類	具体例
・構築物	煙突、貯水池、水槽、構内舗装、打込井戸、ネオン塔、門、その他土地に定着した土木設備など（本来家屋の一部として評価すべき建物附属設備や内部造作等であっても、建物の所有者以外の方が施工した場合は償却資産になります）
・機械・装置	工作機械、印刷機械、食品製造機械、土木建設機械（ブルドーザー、パワーショベル等）の人または物の運搬を目的としない大型特殊自動車、モーター・ポンプ等汎用機械類、旋盤、コンベアなど
・船舶	貨物船、油槽船、客船、ボート、はしけ、漁船など
・航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
・車両	フォークリフト等の機械および装置に該当しない大型特殊自動車、自転車、台車など
・運搬具	機、いす、ロッカー、金庫、パソコン、レジスター、応接セット、陳列ケース、測定・取付・たん圧・切削等の工具、冷蔵庫、エアコン、自動販売機、医療器具、美容理容器具など
・工具・器具・備品	

**償却資産(固定資産税)の申告は1月31日までに**

固定資産税における償却資産とは、土地、家屋以外の事業の用に供することができる有形固定資産で、その減価償却が法人税法または、所得税法の規定による所得の計算上、損金または、必要経費に算入されているものが対象になります。平成25年

1月1日現在の現況で所有者に課税

土地と家屋の平成25年度固定資産税と都市計画税は、平成25年1月1日現在の現況に基づき、平成25年1月1日現在の所有者に課税されます。

▽1月1日以前に家屋の取り壊しや床面積の増減があった場合は、速やかに資産税課までご連絡ください。

固定資産税・都市計画税は1月1日の現況で所有者に課税

また、1組当たり(のもの)の、それ以外でも法人税、所得税の計算上、一時に損金・必要経費に算入しないもの、遊休資産、現在、稼働していないが事業の用に供することができる状態にあるもの、

■薄外資産 帳簿上記載されていないが事業の用に供しているもの

■償却済資産 既に減価償却が終わっている資産であっても事業の用に供しているもの

建設仮勘定資産 建設仮勘定において経理されているものであっても1月1日現在、事業の用に供しているもの

■資本的支出 修理・改良、その他いづれの名義をもってするかを問わず、当該金額を支出することによって、使用可能期間を延長させる部分または、当該資産の価格を増加させる部分に対応する金額

◆問い合わせ 資産税課

また、1組当たり(のもの)の、それ以外でも法人税、所得税の計算上、一時に損金・必要経費に算入しないもの、遊休資産、現在、稼働していないが事業の用に供することができる状態にあるもの、

■薄外資産 帳簿上記載されていないが事業の用に供しているもの

■償却済資産 既に減価償却が終わっている資産であっても事業の用に供しているもの

建設仮勘定資産 建設仮勘定において経理されているものであっても1月1日現在、事業の用に供しているもの

■資本的支出 修理・改良、その他いづれの名義をもってするかを問わず、当該金額を支出することによって、使用可能期間を延長させる部分または、当該資産の価格を増加させる部分に対応する金額

◆問い合わせ 資産税課

認定長期優良住宅新築で固定資産税を減額

「認定長期優良住宅」を新築した場合、その家屋の固定資産税額の2分の1相当額を減額します。

▽認定長期優良住宅とは長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅です。

された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること③床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

▽減額の範囲 居住部分(120㎡以下)相当分に限る(1)の固定資産税額の2分の1

▽減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火

認定長期優良住宅とは長期にわたり良好な状態で使用することができるように、長期使用構造等が講じられた優良な住宅であるとして、京都府知事が認定した住宅です。

▽減額される住宅の要件

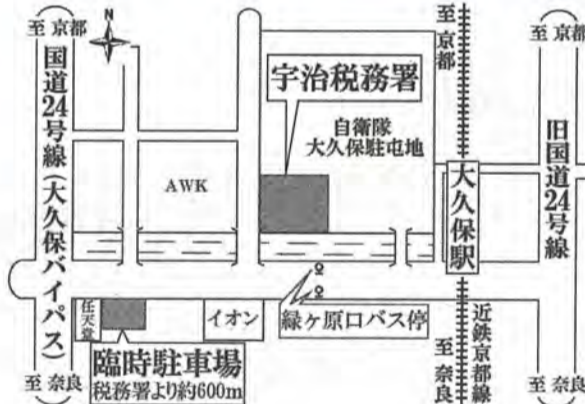
①平成21年6月4日から平成26年3月31日までに新築

された住宅②併用住宅の場合、居住部分の割合が全体の床面積の2分の1以上であること③床面積は、専用住宅が50㎡以上280㎡以下、併用住宅は居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下

▽減額の範囲 居住部分(120㎡以下)相当分に限る(1)の固定資産税額の2分の1

▽減額の期間 3階建て以上の準耐火構造および耐火

宇治税務署からのお知らせ



**確定申告会場が宇治税務署1階に変わります**

平成24年分の所得税の確定申告会場を、昨年度までの「鹿六」から「宇治税務署1階」に変更します(地図参照)。

確定申告書等作成コーナーの利用を!

申告書等は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます!!

住民基本台帳カードを持っている人は、作成した申告書をe-Taxを利用することによりインターネットで送信できます(詳しくは、e-Taxホームページをご覧ください)。

住民基本台帳カードのない人は、プリンタで印刷して郵送等で提出してください。

公的年金等を受給されている人へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税の還付を受けるために、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、住民税の申告が必要となります。

※所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する情報は、市役所市民税課におたずねください。

平成26年1月から記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人の白色申告の人で、前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得または山林所得の合計額が300万円を超える人に必要とされている記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての人(所得税の申告の必要がない人を含む)について、平成26年1月から同様に必要となります。

記帳・帳簿等の保存制度や記帳の内容の詳細は、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)に掲載されていますので、ご覧ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

◆問い合わせ 宇治税務署

☎0774-444141

(自動音声案内に従って電話機を操作してください)